

出店規約

1 出店に係る遵守事項

- (1) 安城市内に店舗又はほ場があること。
- (2) 安城市ふるさと納税の返礼品又は安城市内で生産された特産品を使用した商品を販売すること。
- (3) 商品の販売及び紹介並びに広報活動のみを行うこと。
- (4) ごみは各自で管理及び処分をすること。
- (5) 出店ブースの位置は主催者が決定し、出店者はそれに従うこと。
- (6) 出店者は声掛けを行うなど積極的に商品をPRすること。
- (7) この規約及び別に定める出店会場のマニュアル等に定められた内容に従うこと。

2 知的財産権の保証等

- (1) 出店者は、主催者に対し、販売する商品又はこれに関連する出店品についての印刷物その他の媒体が第三者の商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (2) 出店者は、主催者に対し、第三者から出店に関係する行為が当該第三者の商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害していると申出があった場合は、速やかにその責任において当該申出に係る紛議を解決しなければならない。

3 出店会場の使用

- (1) 主催者は、出店会場において、音、操作方法、材料その他の理由から問題があると思われる装飾物、展示物等出店の目的に沿わない全ての行為を禁止し、又は撤去する権限を有するものとする。この場合において、主催者は、これらの行為によるいかなる費用負担も出店者に対して負わないものとする。
- (2) 商品の販売及び紹介並びに広報活動は、全て出店ブース内にて行うこと。
- (3) 出店者は、広報活動により周辺通路が混雑することがないように注意すること。
- (4) 装飾物等を含むいかなる物も出店ブースの範囲を超えないこと。
- (5) 主催者から装飾物の個数について指定がある場合は、それに従うこと。

4 出店物の搬入出

- (1) 出店者は、主催者の定めるスケジュールに沿って出店ブース内の装飾及び販売する商品等の搬入出を行うこと。
- (2) 搬入出に必要な備品は、出店者が用意すること。

- (3) イベント開催中に搬入、移動又は搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た上で作業を行うこと。

5 主催者の責務

主催者は、会場の管理及び保全について、事故発生の防止に最善の注意を払わなければならない。

6 免責事項

- (1) 主催者がやむを得ない原因により催事の開催日を変更し、又は中止した場合は、主催者は、これによって生じた損害その他出店者が負う不利益な事態についての責任を負わないものとする。
- (2) 主催者は、事故、盗難、紛失、第三者との紛争等についての責任を負わないものとする。
- (3) 主催者は、販売する商品に係る損失又は損害についての責任を負わないものとする。
- (4) 主催者は、売上金の管理保管及び両替を受け付けない。
- (5) 主催者は、広報を目的として、イベント会場風景や出店内容の撮影し、その撮影物をSNS、印刷物等に使用することができる。

7 規約の遵守の同意

出店者は、出店申込書の提出をもって、この規約を遵守することに同意したものであるとする。

8 規約の追加と変更

- (1) この規約に定められていない事項又はこの規約の内容について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとする
- (2) 主催者は、出店者に事前に通知の上、この規約を改訂し、又は追補する権利を有するものとする。